

## ○羽生市子ども医療費支給に関する条例

昭和48年6月20日

条例第19号

改正 昭和50年6月25日条例第22号

昭和59年12月25日条例第16号

平成5年10月1日条例第11号

平成7年3月30日条例第17号

平成10年6月22日条例第19号

平成12年3月29日条例第11号

平成12年3月29日条例第12号

平成13年12月28日条例第38号

平成16年3月31日条例第7号

平成18年9月29日条例第25号

平成19年3月26日条例第7号

平成20年3月31日条例第11号

平成21年3月31日条例第8号

平成21年6月26日条例第24号

平成22年3月10日条例第1号

平成23年3月30日条例第5号

平成24年3月30日条例第13号

平成26年10月3日条例第22号

### (目的)

第1条 この条例は、子どもが医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により就学義務の猶予を受けている者であつて、同法第1条に規定する中学校若しくは特別支援学校の中等部の全課程又は中等教育学校の前期課程を修了したと認められた日の属する月の末日までの間にあるものをいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護している主たる生計維持者をいう。
- (3) 医療費 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療に係る給付の対象となる費用（交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費に係る費用を除く。）をいう。
- (4) 一部負担金 子どもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令に基づいて、医療の給付に対して負担すべき額（法令又はこれに準ずるものの規定による給付及び付加給付金があるときは、その額を控除した額）をいう。
- (5) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゆう師免許を受けた者をいう。

(支給対象)

第3条 次条に規定する子ども医療費の支給の対象となる者は、市内に住所を有し、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者である子ども（以下「対象となる子ども」という。）の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該保護者は、支給対象となる者から除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。

(3) 羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第1号）に基づき医療費の支給を現に受けているとき。

（支給額）

第4条 市長は、対象となる子どもに係る一部負担金を支払った保護者に対し、当該一部負担金に相当する額（以下「子ども医療費」という。）を支給するものとする。

（受給資格の登録等）

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする保護者は、受給資格登録申請書を市長に提出して、子ども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、子ども医療費の支給対象と認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。

3 第1項の規定により子ども医療費の受給資格の登録を受けた保護者（以下「受給資格者」という。）は、保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に、被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給資格証を提示しなければならない。

（支給の方法）

第6条 第4条の支給は、対象となる子どもの保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象となる子どもが市長の指定する保険医療機関等で医療を受けたときは、当該医療に係る子ども医療費を受給資

格者に代わって当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対して、子ども医療費の支給があったものとみなす。

(届出の義務)

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したとき又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 子ども医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(支給金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則 (昭和50年6月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年12月25日条例第16号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年10月1日条例第11号)

この条例は、平成6年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日条例第17号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年6月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は平成10年1月1日から

適用する。

附 則（平成12年3月29日条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行し、改正後の規定は、平成12年4月1日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月28日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月31日条例第7号）

この条例は、平成16年7月1日から施行し、改正後の規定は、平成16年7月1日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第25号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月26日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月10日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日条例第13号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月3日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費の支給について適用し、同日前の診療に要した医療費の支給については、なお従前の例による。